

精神障害者に対する保健福祉等施策一覧

平成24年6月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑥公営住宅入居の優先措置又は家賃の減免措置	⑦公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑧バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑨公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑩その他
湯浅保健所										
有田市			公共交通機関の料金のみ半額を助成。(上限月2,500円) 【手帳所持者】【自立支援医療受給者証所持者】					タクシー基本料金相当分(年間28回分以内) 【手帳1級】		市民税非課税世帯 水道料金の軽減 【手帳1・2級】 精神障害者家族会への補助金25,000円
湯浅町									二の丸温泉(無料)【手帳所持者】	精神障害者家族会への助成25,000円/年
広川町								タクシーの初乗り運賃を助成年間24枚のタクシー券を交付【手帳1級】	福村の火の館(入館料半額免除) 一般 500円→250円 高校生 200円→100円 小・中学生 100円→50円 滝原温泉 ほたるの湯(入湯料減額) 大人(中学生以上)500円→425円 【手帳所持者】	
有田川町			要綱に定める施設に交通手段を利用して通所する在宅の障害者に交通費を助成する		有田川町重度心身障害者(児)福祉手当として年額10,000円を支給(施設入所等是非該当) 【手帳1級】	単身入居申込を可能とし、家賃算定基準の上限を158,000円から214,000円としている。 【手帳所持者】		有田川町福祉タクシーとして、基本料金相当額を年間24回限度で支給【手帳1級】	有田川町かなや明恵峡温泉使用料(1回券)大人(中学生以上)300円 小人(4歳以上～小学生以下)200円 回数券(12回数券)大人3,000円小人2,000円(6回数券)大人1,500円小人1,000円 【手帳所持者】	
御坊保健所										
御坊市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所への通所の際、公共交通機関を利用する場合、月12,000円を限度に補助【手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】							
美浜町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る費用の1/2を1万円を限度に助成(2kmを超える場合) 【授産施設等の通所者】		・扶養手当 月5,000円(在宅)月4,000円(施設) 【20歳未満の手帳所持者】 ・障害者福祉手当 月2,000円(在宅)所得制限有 【20歳以上の手帳所持者】			バス及びタクシーの料金の助成 美浜町外出支援事業として年間12,000分の100円券を発行。 【手帳所持者】		
日高町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	福祉共同作業所への通所(公共交通機関の利用に限る)通所経費の1/2、月額10,000円以内。 【在宅障害児者で手帳所持者】	月額4,000円を支給(者)に対しては所得制限あり 【(者)手帳1・2級】 【(児)手帳所持者】				タクシー利用1回につき初乗り料金を助成 年間36枚 【手帳1・2級】	温泉館「海の里」 使用料の一部減免(600円→510円) 【手帳所持者】	
由良町					月額3,000円 取入要件 有り 【手帳所持者】					
日高川町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る経費の1/2を支給する。(上限1万円) 【手帳所持者】	月額3,000円を支給(18歳以上は年収120万円未満の者に限る) 【手帳所持者】				日高川町コミュニティバス乗車料金 半額 【手帳所持者】	町内温泉施設(美山温泉 愛徳荘・きのくに中津荘・鳴滝温泉館)入浴料半額 【手帳所持者】 かわべ天文公園(入場料半額/介助者も可)【手帳所持者】	
印南町			公共交通機関の料金の半額を助成。 【手帳所持者】							
田辺保健所										
田辺市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	就労支援施設に通所する障害者に対しての交通費を補助 【就労支援施設通所者】	手帳1級(20歳未満は手帳所持者)の者で、市民税非課税の者に年額28,500円を支給。 【手帳1級】		・入居抽選の際、抽選番号を2つ得ることができる。 ・入居所得基準を優遇措置収入月額158,000円以下のところ214,000円以下 【手帳1・2級】		自動車税の減免を受けていない者にタクシー券500円×20枚を交付 【手帳1級】	田辺市立美術館・紀州備長炭発見館入館料1/2減免 【手帳所持者】	工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する金額を利用者定率負担額から差し引いた額を助成【就労支援通所者】

精神障害者に対する保健福祉等施策一覧

平成24年6月1日現在

①団体名	②入院医療費の助成	③通院医療費の助成	④作業所等への通所旅費の助成	⑤障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑥夏季・年末見舞金等一時金の支給	⑦公営住宅入居の優先措置又は家賃の減免措置	⑧公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑨バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑩公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑪その他
みなべ町	保険診療分自己負担額(所得制限有り) 【手帳所持者】 【障害年金1・2級】	保険診療自己負担額(所得制限有り) 【手帳所持者】 【障害年金1・2級】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	・作業所への通所 ・交通手段や距離等で補助額算定(上限2万円) 【作業所へ通所する町内居住の障がい者】	・1年以上みなべ町に居住。 ・施設入所者は除く。 ・所得制限有り ・月額4,000円。 【手帳所持者】				タクシーの初乗り料金を助成10枚綴りのタクシー券を年間4冊交付 【手帳所持者】	配食サービス(弁当の配給・自己負担有り・安否確認兼ねる)【おおむね単身世帯の障害者で調理が困難なもの】 鶴の湯温泉(入浴料半額600円→300円)【手帳所持者】 紀州みなべロイヤルホテル(入浴料半額600円→300円)【手帳所持者】	工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する金額を利用者定率負担額から差し引いた額を助成【就労施設利用者負担額助成】
白浜町		自立支援医療自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所等への交通費(2 [㊦] 以上に限る)の一部を補助 【作業所利用決定者】			家賃設定時に優遇措置あり 【手帳所持者】 【障害年金受給者】			・公衆浴場、町民プール全額免除 ・明光バス(町内のみ)半額免除 アドベンチャーワールド大人・子ども共に半額免除 海中展望台 大人半額・子ども100円免除 グラスボード 大人・子ども共に半額免除 白浜美術館 大人・子ども共に2割免除 紀州博物館 大人・子ども共に半額免除 白浜水族館 車椅子移動者 付き添い1名無料 南方熊楠記念館 大人・子ども共に1割免除 白浜アールヌーヴォー美術館 大人・子ども共に1割免除 三段壁洞窟 大人・子ども手帳1・2級所持者は本人・付き添い半額免除 3級以下は本人のみ半額免除	
上富田町		自立支援医療(精神通院)自己負担分の5%を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	・交通機関利用 定期実費2万円を限度に助成 ・施設の送迎車利用 (町内)月2,000円 (町外)月5,000円 【作業所等へ通所している者】					くちくまのコミュニティバス利用割引(半額補助)回数券・年間バスポート購入時に限る 【手帳所持者】		
すさみ町			作業所等への通所の交通費 【手帳所持者・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】					作業所等への通所のみ		
新宮保健所本支所										
串本町	保険適用医療費自己負担分の費用を助成 【手帳1・2級】	保険適用医療費自己負担分の費用を助成(自立支援医療費を含む) 【手帳1・2級】	作業所等への通所の交通費 町内に住所を有する在宅の者で、自宅から町内、町外の就労支援施設に通所しており、片道が2 [㊦] を超えるもの。 【手帳所持者所持者】	年間所得が10万円以下の者に対して年間30,000円を支給する。 【手帳1級】				障害の程度が手帳1級で在宅の者に対し、町と契約しているタクシー会社のタクシーを利用する時の基本料金相当額を年間12回分助成する。 (1人につきタクシー券年間12枚交付)【手帳1級】		
古座川町	入院医療費自己負担分を助成(食事療養費を含む) 【手帳1・2級】	通院医療費自己負担分を助成 【手帳1・2級】	古座川町内に住所を有し、施設に通所する障害者のうち、該当する交通手段を利用する者で、通所距離が片道2 [㊦] を超える者に対し交通費を助成(上限3,000円)	非課税世帯に属する者(月額3,000円) 【手帳1・2級】		入居所得基準を優遇 【手帳1・2級】 公営住宅法に基づく家賃計算上の所得控除 【手帳所持者】		町運営バスの運賃免除 【手帳所持者】		
新宮保健所										
新宮市		自立支援医療(精神通院)自己負担分の半額 【自立支援医療受給者でかつ手帳所持者】	・通勤距離が2kmを超える者。 ・該当の交通手段の1月の合計金額が12,000円を超える場合は上限12,000円/月 ・施設の送迎用車両利用の場合は、送迎距離10 [㊦] 未満は3,500円/月、10 [㊦] 以上は7,000円/月を限度 【手帳所持者】			(公営住宅法に基づく)家賃計算上の所得控除 【手帳1・2級】 入居資格の優遇 【手帳所持者】		タクシー基本料金(初乗り料金)から1割を引いた額(年間26回が限度)新宮市内のタクシー業者のみ 【手帳1級】		心身障害児福祉手当 児童1人につき月額3,000円 【20歳未満の手帳所持児童を監護する者】
那智勝浦町			・通所に要する費用を月10,000円を限度に補助 ・通所日数 5日未満/月…支給なし 5~10日未満/月…費用の1/2 【作業所通所者】			入居所得基準を緩和158,000円以下のところを214,000円以下まで緩和(月額)【手帳所持者】		那智勝浦町営バス 手帳提示により半額 【手帳所持者】		
太地町		通院医療費(保険適用分)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所にかかる費用(交通機関)上限月10,000円(福祉車両)上限月5,000円(自家用車)上限月4,000円 片道2kmを超えるもの 【作業所通所者】			入居所得基準を優遇措置 【手帳所持者】		町営バス利用料金割引(半額補助) 【手帳所持者】		
北山村								村営バス 申請により無料		